

## 館山市広告入り封筒無償提供取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、経費の削減を図るため、広告入り封筒の無償による提供を受けることに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「広告入り封筒」とは、市の事務において発送等に使用するための封筒又は市の窓口に置く封筒であって、事業者の広告が掲載されているものをいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 広告入り封筒に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令(条例を含む)等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 市の封筒の公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (5) 広告入り封筒を受け取る人が、心証を害するおそれがあるもの  
(高齢者世帯へ配布用の封筒における葬祭業者の広告など)
- (6) その他市の封筒に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

### (広告の規格等)

第4条 広告の規格及び掲載位置等は、広告入り封筒ごとに市長が別に定めるものとする。

### (封筒無償提供者の公募)

第5条 市長は、広告入り封筒の無償による提供をする者(以下「封筒無償提供者」という)を選定するに当たっては、これを公募しなければならない。

### (封筒無償提供者の決定基準)

第6条 第3条の基準により掲載が適当と認められた封筒無償提供者が、複数となる場合の決定基準は、次の順序とする。ただし、第一順位が複数となる場合には、抽選により決定するものとする。

- (1) 市内に本店を有する法人又は個人事業主
- (2) 市内に支店又は営業所等を有する法人又は個人事業主
- (3) 前2号に掲げるもの以外の法人又は個人事業主

### (協定書の締結)

第7条 市長は、封筒無償提供者を決定したときは、広告入り封筒の無償提供に関して封筒無償提供者と協定を締結するものとする。

### (広告入り封筒の協議等)

第 8 条 封筒無償提供者は、無償提供する広告入り封筒に掲載する広告の広告主、広告内容、色、形状等について事前に市長と協議し、市長の承諾を得なければならない。

2 封筒無償提供者は、作成した無償提供する広告入り封筒について、事前に市長の確認を受けた後に、市に納入しなければならない。

(封筒無償提供者の責務)

第 9 条 封筒無償提供者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主又は広告の募集主であるかのような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

(広告内容等の変更等)

第 10 条 市長は、第 8 条第 1 項の承諾をした後においても、広告主又は広告の内容が法令等に違反しているとき又はそのおそれがあるときは、広告主又は広告の内容の変更を求めることができる。

2 封筒無償提供者は、前項の規定により当該広告入り封筒の市への提供が不可能となったときは、当該広告入り封筒を回収し、広告の無い封筒を直ちに市へ無償で提供しなければならない。

3 前 2 項の規定は、第 8 条第 2 項の規定による納入後において、第 1 項に規定する事由が生じた場合に準用する。

(広告入り封筒が納入できない場合の措置)

第 11 条 封筒無償提供者は、市長が指定する期日までに第 8 条第 1 項の規定による承諾を受けることができないとき、または、やむを得ない事情により封筒を納入することが困難な場合、市の定める期日までにその旨を申し出なければならない。申し出がない場合は、広告のない封筒を市に無償で提供しなければならない。

(経費の負担)

第 12 条 広告入り封筒の市への提供に要する費用は、封筒無償提供者の負担とする。

(使用期間)

第 13 条 広告入り封筒の使用期間は、市長が別に定める期間とする。

(封筒無償提供者の決定の取消し)

第 14 条 市長は、封筒無償提供者、広告主及び広告内容が法令等に違反しているとき、そのおそれがあるとき、不正の手段により第 7 条の協定を締結したとき、同条の協定書に違反したとき及び協定期間中に館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置や社会的信用を著しく失墜するような行為をしたときは、封筒無償提供者としての決定を取り消すことができる。

2 封筒無償提供者は、前項の規定により封筒無償提供者としての決定を取り消されたときは、市の事務に支障がないように、広告の無い封筒を無償で提供しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告入り封筒に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成27年10月1日より施行する。

附則

この要綱は平成29年11月29日より施行する。